

住居番号の枝番号付番について

1 目的

住所の重複は郵便物等の誤配など、市民生活に影響が生じていることから、住居番号に枝番号を付番し、これを解消することにより、市民生活の利便性向上を図るもの

2 概要 (別紙参照)

- ・ 住居表示実施区域における住所は、「住居表示に関する法律」に基づき、町の区域を道路や河川等によって画し付番した「街区符号」と、建物の出入口に面する基礎番号を用いた「住居番号」により表示するが、「宇都宮市住居表示実施整備基準」に基づき、街区の西北を起点として15または10メートル間隔で基礎番号が付番されているため、土地建物の形状等によっては同一の「住居番号」となり、住所が重複してしまう場合がある。
- ・ これを解消するため、住所表記に係る各種システムの改修が完了する令和3年4月から、新築の建物や、既存の建物で希望がある方の住居番号に枝番号を付番する。
- ・ 枝番号付番については、関係機関あての通知や市ホームページ等により広く周知を行い、対象となる方の理解を図りながら、住所の重複の解消に努めていく。

3 対象及び枝番号付番までの流れ

(1) 新築の建物の場合

建物の所有者等は、住居番号付番のための「新築による届出書」を市に提出し、市は届出に基づき調査を行い、住居番号の重複が判明した場合には、枝番号を付した住居番号を設定する。

※ 年間約850件の新築の建物のうち、約150～200件を想定

(2) 住居番号が重複している既存の建物で、所有者等から希望がある場合

建物の所有者等は、枝番号付番を希望する「住居番号変更申出書」を市に提出し、市は申出に基づき調査を行い、住居番号の重複を確認した場合には、枝番号を付した住居番号を設定する。

※ 年間約30件を想定

4 導入による効果等

- ・ 枝番号が広く普及することにより、郵便物等の誤配などの市民生活における支障の解消につながる。

【留意事項】

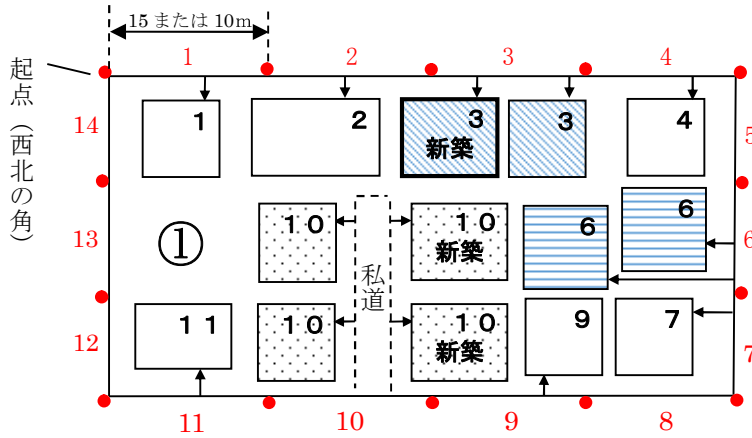
- ・ 枝番号付番後、建物の所有者等は、各自において、住民異動届をはじめ、運転免許証や不動産登記の所有者住所等の住所変更手続きを行うことが必要となる。
※ その際の費用は自己負担となる。

5 今後のスケジュール

- | | |
|---------|---|
| 令和3年2月～ | 枝番号付番について、関係機関（郵便局、建築事業者等）あて通知
市ホームページ等で周知 |
| 3月 | 広報うつのみや掲載 |
| 4月1日 | 枝番号の付番受付開始 |

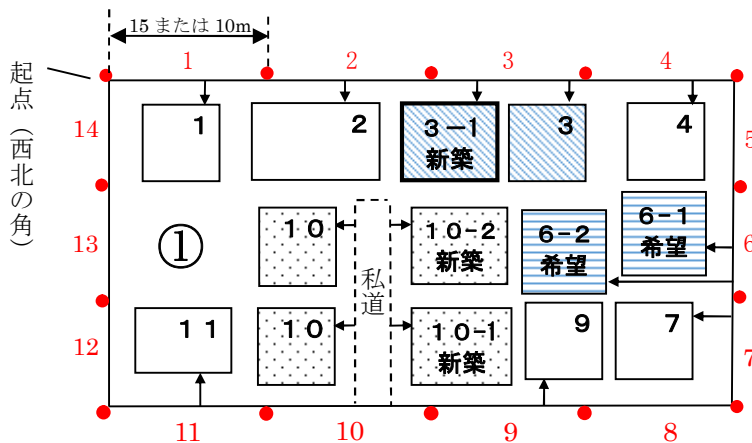
住居番号の枝番号付番

【現行】



凡 例	
①	街区符号
3	基礎番号
3	住居番号
←	建物出入口

【枝番号の付番後】



凡 例	
①	街区符号
3	基礎番号
3	住居番号
-1	枝番号
←	建物出入口

【住所表記 (例)】

現 行	宇都宮市旭1丁目1番3号
枝番号付番後	宇都宮市旭1丁目1番3-1号